

	文書分類番号	H-2A6-016	制定日	2014年06月01日
			改訂日	2024年04月01日
	版数	10版	管理部門	法人本部

地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村 短期入所生活介護（介護予防）運営規程

令和6年4月1日改定

社会福祉法人ハーモニー

地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村
短期入所生活介護（介護予防）運営規定

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規定は、社会福祉法人ハーモニーが運営する地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村短期入所生活介護（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（施設の目的及び運営方針）

第 2 条 当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束廃止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を年 2 回以上実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、松本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

5 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して生活介護上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 当施設は、施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第 3 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村

（2）開設年月日 平成 26 年 6 月 1 日

- (3) 所在地 長野県松本市沢村3丁目6-16
- (4) 電話番号 0263-50-5230 FAX0263-50-5231
- (5) 管理者名 遠藤 知博
- (6) 介護保険指定番号 (2070203316号)

第2章 職員及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 施設長（管理者） | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (4) 生活相談員 | 1人以上 |
| (5) 介護職員 | 12人以上 |
| (6) 看護職員 | 2人以上 |
| (7) 栄養士又は管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1人以上 |

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を次のとおり行う。

- (1) 管理者は、介護老人福祉施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者の処遇の企画及び実施に関することに従事する。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、嗜好を考慮した献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、食事相談をおこなう。経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

（職員の勤務体制等）

第 6 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人ハーモニーの就業規則による。

- 2 当施設職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。
- 3 当施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 当施設職員は当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

第 3 章 入居定員

（入居定員）

第 7 条 当施設の入居者の定員は 29 名とする。

- 2 当施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

（ユニットの数及び定員）

第 8 条 当施設が提供する一の居室は個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する居室は、入居者の希望及び居室の空室状況により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

- 2 ユニットは、3 ユニットとし、それぞれの定員は 10 名、10 名、9 名とする。
- 3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

（サービス提供範囲）

第 9 条 サービス提供範囲は松本市内全域とする

- 2 送迎は旧市内とする。

第 4 章 入退所

（サービス内容及び手続きの説明及び同意）

第 10 条 当施設は、地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（サービス提供拒否の禁止）

第 11 条 当施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 12 条 当施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹

介するなどの適切な措置を講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第 13 条 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 当施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第 14 条 当施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（入退所）

第 15 条 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 当施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

3 当施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

6 当施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

7 当施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

第 5 章 サービス（処遇）内容及び費用の額

（サービスの取り扱い方針）

第 16 条 当施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、居宅介護サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日

常生活を支援するものとする。

- 2 当施設は、施設サービスの提供にあたって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 当施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 当施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い同意を得るものとする。
- 6 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、また、施設・事業所内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。
- 7 当施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

（身体の拘束等）

- 第 17 条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を看介護記録に記載する。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - （1）身体拘束等の適正化ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

（虐待の防止等）

- 第 18 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）虐待を防止するため年2回以上研修を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（介 護）

- 第 19 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 当施設は入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 当施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
 - 4 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 当施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 当施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 当施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けてはならない。
 - 9 当施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（食 事）

- 第 20 条 当施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 当施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 当施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 当施設は、入居者が相互に社会的関係を築く事ができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援するものとする。

（相談及び援助）

- 第 21 条 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

- 第 22 条 当施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 3 当施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第 23 条 当施設の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、各入居者の介護保険負担割合証の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用量の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 当施設は前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける事ができる。

- (1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）
- (3) 理美容代
- (4) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 当施設は、前各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

4 その他実費等の利用料に関しては以下の通りとする。

【居住費・食費】

内容	利用者負担				
	負担区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
居住費（1 日あたり）		820 円	820 円	1,310 円	2,500 円
食費（1 日あたり）		300 円	390 円	① 650 円 ②1,360 円	1,800 円

【介護保険サービス以外の利用料金】

種類	金額	特記事項
日常生活品費	200 円	シャンプー、石鹸、タオル等日用品の費用（1 日あたり）
レクリエーション、クラブ活動	実費	材料代等
理美容代	2,000 円	業者価格による（1 回あたり）
電気代	300 円	1 月あたり／1 品につき
特別な食事	実費	行事食など
その他	実費	個人が特別必要とされるもの

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 24 条 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設サービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第6章 施設の利用にあたっての留意事項

（施設の利用にあたっての留意事項）

第25条 当施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外での喫煙をしないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと

2 施設長（管理者）は、入居者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規定等に違反したとき

（緊急時における対応）

第26条 当施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第27条 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 当施設は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の実態およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。
- 4 当施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第28条 当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 当施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。
- 3 当施設は2に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第29条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 30 条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等において事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設意思の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 8 章 その他運営に関する事項

（運営推進会議）

第 31 条 当施設が行うサービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、松本市または地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有するもので構成するものとする。

3 運営推進会議の開催は概ね 2 月に 1 回以上とする。

4 運営推進会議は当施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

（衛生管理等）

第 32 条 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年 2 回以上実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月 1 回検便を行わなければならない。

4 定期的に鼠族・昆虫の駆除を行う。

（苦情処理）

第 33 条 当施設は、提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

【苦情受付窓口】 遠藤 知博

【苦情受付時間】 月～金曜日 8：30 ～ 17：30

【連絡先電話番号】 0263-50-5230

2 入居者又はその家族は前項の窓口及び次の各号に掲げる機関に対していつでも苦情等を申し立てることができる。

- ① 松本市高齢福祉課
- ② 長野県国民健康保険団体連合会
- ③ 長野県健康福祉部介護支援課

3 当施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（秘密保持等）

第 34 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 35 条 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 当施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（重要事項の掲示）

第 36 条 当施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（会計の区分）

第 37 条 当施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分するものとする。

2 当施設の経理は、社会福祉法人ハーモニー経理規定に定めるところによる。

（記録の整備）

第 38 条 当施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（ハラスメント防止）

第 39 条 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（法令との関係）

第 40 条 この規定に定めのない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 条）その他関連法令の定めるところによる。

付 則

この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

《改定》	平成 27 年 4 月 1 日	第 21 条
	平成 29 年 4 月 1 日	第 21 条
	平成 30 年 4 月 1 日	第 21 条 5
	令和元年 10 月 1 日	第 4 条 (5)・(6)、第 21 条 5
	令和 4 年 4 月 1 日	第 2 条 2, 3, 5, 6, 7 第 3 条 (2) (4) (5) (6) 第 4 条、第 5 条 (1)、第 6 条 1～4 第 17 条、第 18 条、第 23 条 5、第 28 条 3 第 29 条、第 30 条、第 32 条 2, 第 39 条
	令和 4 年 12 月 1 日	規程名称、標題、第 1 条、第 3 条、第 10 条、 第 31 条 1、2、4
	令和 5 年 3 月 31 日	第 3 条 (5)、第 33 条
	令和 5 年 8 月 1 日	第 3 条 (5)、第 33 条
	令和 6 年 4 月 1 日	第 2 条 (3)、17 条 (3)、18 条 (3)、32 条 (3)